

No 363

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	3R推進事業	開始年度	平成 18 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量推進係		
所管課長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみんなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要

事業の目的	環境に配慮した持続可能な社会の実現にあたっては、3R（ごみ発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）・再生利用（リサイクル））を区民・事業者・区が協働・連携しながら進めることが重要で、3Rの意識の醸成に向けた普及・啓発活動を行うことにより、限りある資源の循環の輪を途切れさせない循環型社会を目指します。
事業の対象	区民（在住・在勤・在学）及び区内事業者
事業の概要	<p>港区一般廃棄物処理基本計画では、循環型社会の形成のための主な手段として3Rを位置づけており、区民・事業者・区の三者が協働・連携して3R（リデュース「発生抑制」・リユース「再利用」・リサイクル「再生利用」）を進めていくための具体的な方法を検討する手段として、平成18年に「港区3R推進行動会議」を設置しました。この3R推進行動会議において港区一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量の削減目標を実現するために「港区3R推進行動計画」を定め、その計画に基づき3Rを広めるための普及・啓発事業を企画し実施しています。</p> <p>【3R推進事業（年間実施回数）】</p> <p>3R推進行動会議（4回）、3R実践部会（2回）、区民向け学習会（15回）、事業者向けセミナー（2回）、3Rキャンペーン（3回）、全体会（みなとごみ0ハッピー大作戦1回）</p> <p>なお、当該事業に係る主な経費は、3R推進事業に関する運営支援業務委託と3R推進行動会議の委員報酬、区民向け学習会等の講師謝礼となっています。</p>
根拠法令	「3R推進行動会議」設置要領

事業の成果

指標	指標1	ごみ量に対する資源化率% (除 集団回収)			指標2	区民向け学習会受講者数			指標3	事業者向けセミナーの受講者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	28.61	23.35		81.6%	平成27年度	260		188	72.3%	平成27年度
平成28年度	28.61	23.47	82.0%	平成28年度	260	279	107.3%	平成28年度	100	184	184.0%	
平成29年度	26.85	—	—	平成29年度	260	—	—	平成29年度	100	—	—	

成果の概要
(指標の説明等)

3R推進行動会議委員との協働・連携によりごみ減量やリサイクルに関する講座・セミナー・イベント等を実施しています。平成21年度から実施している段ボールコンポスト講習会（区民向け学習会）では、受講者だった区民が講師としてごみ減量手法を広めていけるよう、担い手の育成に取り組んでおり、過去の受講生の中から新たな講師として活動しています。平成28年度は、学習会で実施していた一般向け段ボールコンポスト講習会に替わり、いきいきプラザと連携した出前講座で88名の参加がありました。今後もより広く周知するための手法を模索していきます。また、事業者に対してもセミナーやパネル展示会場等のイベントへの参加を促し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の重要性を広めています。平成28年度は、許可指導係と連携して紙ごみリサイクルセミナーを開催したところ、133名の参加がありました。今後も事業者にとってより効果的なセミナーを実施していきます。なお、資源化率の当初予定は、港区一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを反映させた数値となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	7,670	7,670	0	0	0	0	0	0	7,670	7,063	92%
平成28年度	9,210	9,210	0	0	0	0	-1,104	0	8,106	7,775	96%
平成29年度	7,682	7,682	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項
平成28年度の流用分は、限りある資源の循環利用(蛍光灯、乾電池処理業務委託)に充当しました。

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区民、事業者、区の協働の3R推進の取組については、民間のノウハウを活用した取組は不可欠で、運営支援の業務委託を行い効果を上げています。また、区民向け学習会を実施する中で参加者の中から講師が生まれるなど経費の節減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	平成26年度までは区内のごみ量全体は減少傾向でしたが、港区一般廃棄物処理基本計画に掲げる年次の数値目標を達成できていない状況にあります。また、平成27年度の区のごみ量は増加に転じ、今後の状況も人口増や事業所の増加が見込まれることから、今後は区民、事業者との協働を一層強化し、ごみの減量を着実に推進していく必要があります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区でも、区民・事業者・区の三者で協働して、ごみの発生抑制(リデュース)、資源の再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)に取り組んでいる区が4区あります。(参考：千代田区、新宿区、葛飾区、世田谷区)
区関与の必要性(実施する必要性)	今後も人口増、事業所の増加により、ごみ量を削減するためには、3R推進の取組は重要です。区民・事業者・区の三者の協働による3R推進行動会議での普及・啓発活動は区とともに推進していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	講習会により多くの区民が参加でき、普及啓発につながるよう開催場所を各地区で順番で行うなど工夫をしてきました。また、子どもから高齢者まで幅広い多世代でごみ減量の取組めるよう、土曜日での事業実施や夏休みに小学生の親子を対象にした事業も実施しています。今後参加者の動向を見て、開催の時期、時間帯をさらに工夫していく必要があります。 講座の内容をより魅力的にし、区民・事業者に興味をもってもらうためにも、環境課やエコプラザ・いきいきプラザの指定管理者等と引き続き連携をとり事業を実施していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	港区一般廃棄物処理基本計画のごみ量削減に向けて、可燃ごみの組成の中に多く含まれる食品廃棄物、紙ごみを削減していく必要があります。3R推進行動会議での意見をふまえながら普及啓発を強化していく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	港区一般廃棄物処理基本計画で目標としたごみ量削減のため、区民・事業者との協働による3Rの推進は極めて重要です。
② 効果性	4	区民・事業者・区の委員からなる3R推進行動会議による普及・啓発活動は、それぞれの立場からの意見や要望を活かした普及・啓発事業を展開しており、有効です。より多くの参加者や講座の受講数の増加のためには、それぞれの意識の醸成につながるような内容の工夫や検討が必要となります。
③ 効率性	4	3R推進行動会議による3Rの推進は、区民・事業者・区のそれぞれの立場の意見を交えるとともに、支援業務の業務委託による民間の専門性を活かした適切な助言を一同が会する場で行うことができ、効率的であるといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>区民や事業者へ3Rについて広く周知するため、そして、ごみの減量・資源化に向けた日常的な行動や意識の改革のために、普及啓発は欠かすことができません。学習会にあたっては、3R推進行動会議の意見を聞きながら企画しています。事業者セミナーでは、開催日時は繁忙期を避け、参加しやすい時間帯に設定したり、連携事業としては、いきいきプラザと新たに共催事業を開始したりするなど、工夫をしながら事業を実施しています。</p> <p>また、最近では「食品ロス削減」についても3Rのうちの「リデュース」の取組みの中で注目されています。今後の3R推進事業は、新たな課題を取り入れつつ、区民団体・事業者・学生等と連携しながら、継続していきます。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 364

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	容器包装リサイクル	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係		
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	容器包装リサイクル法に基づき、区民及び小規模事業者から排出される茶・透明以外のびんを資源として分別回収し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源の有効利用を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者から排出される容器包装のうち、法律で市区町村が再商品化に要する経費を負担することとなっている「その他の色のガラスびん」が対象です。
事業の概要	資源・ごみ集積所から回収したびんについては、港資源化センターで色別に分け、茶色と透明のびんを除いた「その他の色のガラスびん」を国が指定した公益財団法人日本容器リサイクル協会（以下指定法人）に引渡しています。
根拠法令	容器包装リサイクル法

事業の成果												
指標	指標1	その他の色のガラスびん引渡量（t）			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,840	1,760	95.7%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1,720	1,739	101.1%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	1,838	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	適切な処理を行うことで、ごみの減量と資源の有効利用が図られています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,730	1,730	0	0	0	0	57	0	1,787	1,787	100%
平成28年度	1,747	1,747	0	0	0	0	0	0	1,747	1,457	83%
平成29年度	1,769	1,769	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の地 工夫・余地	再商品化単価及び市町村負担率は国が決定しており、実績に基づく負担となっており、コスト削減は困難ですが、今後、容器包装リサイクル協会へ引渡すよりもコストがかからない適切な処理方法が無いか検討します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	「その他の色のガラスびん」の引渡量は増加傾向にあります。ごみの減量と資源の有効利用のために今後も必要な事業です。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	全国では、平成27年度1,260市区町村が指定法人へ再商品化を委託しています。(特別区内では27年度実績で、23区中20区が指定法人への委託を行っています。)
区関与の必要性 (実施する必要性)	容器包装リサイクル法で区の役割が定められており、区が実施すべき事業です。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	「その他の色のガラスびん」はワインびんが大半を占めており、ワイン消費量の拡大、人口増などにより今後も区の負担が増えることが懸念されます。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	容器包装リサイクル法で区の役割が定められており、区が実施すべき事業です。
② 効果性	5	容器包装廃棄物は、指定法人によって適切な方法で再商品化されており、ごみの減量、資源の循環利用推進に寄与しています。
③ 効率性	4	多くの自治体が指定法人に引渡すことにより、再商品化に向けて効率的で無駄のない処理が行われています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	容器包装リサイクル法に基づき、今後も事業を継続します。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

No 365

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	ペットボトル回収	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	ペットボトルを資源として回収することにより、ごみの減量及び再資源化を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>使用済みのペットボトルは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理（選別・圧縮・梱包）を行う港資源化センターへ搬入します。 ※平成9年度に東京都が開始し、清掃事業の特別区への移管後も継続して行ってきた店頭回収（東京ルールⅢ）は、平成20年度には全ての区で集積所回収を実施したことにより、店頭における回収量が大幅に低下したことから、平成27年2月末日（店舗からの回収は経過措置により3月末日まで）で廃止しました。</p> <p>また、平成27年度の収集体制の見直しに合わせてペットボトルの回収の効率化について検討した結果、拠点回収も平成26年度3月末で廃止しました。</p>
根 拠 法 令	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果												
指 標	指標1	ペットボトル回収総重量（t）			指標2	回収車延べ台数（台）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	1,154	1,071	92.8%	平成27年度	1,555	1,555	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	1,163	1,080	92.9%	平成28年度	1,550	1,552	100.1%	平成28年度			
平成29年度	1,153	—	—	平成29年度	1,570	—	—	平成29年度				
成果の概要 (指標の説明等)	<p>回収したペットボトルについては、港資源化センターで中間処理を行ったうえで、公益財団法人日本容器リサイクル協会の入札によって決定した事業者に引き渡しています。引渡し量に応じた金額が、日本容器リサイクル協会から支払われ、区の収入になります。 回収したペットボトルの売却代金（売却単価は入札により決定するため、市場価格により大きく異なることがあります。） 27年度 32,412,653円 28年度 28,988,513円</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	98,312	98,312	0	0	0	0	0	0	98,312	97,073	99%
平成28年度	98,259	98,259	0	0	0	0	0	0	98,259	96,949	99%
平成29年度	98,584	98,584	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	排出量の多い夏季や年末年始は、通常の車両とは別に対策車を雇い上げて収集する等、効率的な収集に努めています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成27年度に実施した区民アンケート調査では、回収する資源の品目数について「適当である」との意見が約77%を占めています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区（22区）も同様の内容で事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	容器包装リサイクル法により、分別収集を行うことが区市町村の責務とされています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	ペットボトルは港資源化センターで中間処理を行いますが、設備機器の故障や将来施設の更新を行う場合は、受け入れ先の確保が大きな課題となります。 国に対し、製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、区市町村の役割と定められていることから、引き続き区が資源として回収しています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	中間処理施設の設備機器が使用不能となった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	容器包装リサイクル法では、「分別排出」を消費者が、「分別収集」を区市町村が、「リサイクル」を事業者が担うこととなっています。このため、家庭から排出されるペットボトルの分別収集は区の責務です。
② 効果性	5	回収方法を効率的に行うことにより、コストの削減を行っています。また、事業者に引き渡したペットボトルは再商品化されており、資源として有効利用されています。
③ 効率性	5	平成27年度のごみ収集体制の見直しに合わせてペットボトル回収の効率化について検討し、コストを削減しました。また回収量の増加する時期には、対策車両を雇い上げることで効率的な収集を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
-------------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、引き続き区が資源として回収していきます。
--------------------------------	--

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

N o 366

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	資源プラスチック回収	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	プラスチックを資源として回収することにより、循環型社会・低炭素社会の形成を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>平成20年10月から全国に先駆けて全てのプラスチック（容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック）を資源として回収し、リサイクルしています。</p> <p>プラスチックは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理（選別・圧縮・梱包）施設である港資源化センターへ搬入します。</p> <p>搬入されたプラスチックは、港資源化センターで中間処理を行った上で、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル協会に、容器包装の一部及び製品プラスチックは民間事業者に引き渡し、それぞれ再商品化されています。</p>
根 拠 法 令	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果																		
指 標	指標1	回収総重量（t）			指標2	回収車延べ台数（台）			指標3	当初予定	実績	達成率						
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率										
	平成27年度	3,895	2,664	68.4%	平成27年度	3,421	3,421	100.0%	平成27年度									
	平成28年度	4,110	2,569	62.5%	平成28年度	3,410	3,410	100.0%	平成28年度									
平成29年度	2,868	—	—	平成29年度	3,432	—	—	平成29年度										
成果の概要 (指標の説明等)	<table border="0"> <tr> <td>リサイクル量</td> <td>27年度</td> <td>容器包装リサイクル協会 プラスチック製容器包装1,670.46 t</td> <td>28年度</td> <td>プラスチック製容器包装1,589.86 t</td> <td>民間事業者 製品プラスチック 518.70 t</td> <td>製品プラスチック 516.44 t</td> </tr> </table>											リサイクル量	27年度	容器包装リサイクル協会 プラスチック製容器包装1,670.46 t	28年度	プラスチック製容器包装1,589.86 t	民間事業者 製品プラスチック 518.70 t	製品プラスチック 516.44 t
リサイクル量	27年度	容器包装リサイクル協会 プラスチック製容器包装1,670.46 t	28年度	プラスチック製容器包装1,589.86 t	民間事業者 製品プラスチック 518.70 t	製品プラスチック 516.44 t												

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	212,771	182,770	0	0	0	30,001	-2,372	0	210,399	204,277	97%
平成28年度	209,705	179,704	0	0	0	30,001	0	0	209,705	207,035	99%
平成29年度	209,936	179,935	0	0	0	30,001	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	大田区と足立区の民間処理施設に委託していた、プラスチックの中間処理を平成24年度から「港資源化センター」で実施したことや、平成27年度に収集体制を見直したことにより、経費の大幅な削減を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	プラスチックの処理方法についての区民アンケートでは、「どの方法がよいかはわからないが、より環境に負荷の少ない方法を選択すべき」、「現状のとおり、資源として回収し、製品の原料などとして再生利用すべき」との意見が約8割を占めています。清掃工場で焼却して熱回収するサーマルリサイクル等に対しても環境負荷の少ない現在のリサイクル方法は区民ニーズにマッチしています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	平成26年度では23区中、港区と同様にすべてのプラスチックを分別回収しリサイクルしているのは1区（千代田区）、容器包装プラスチックのみを分別回収し、リサイクルしているのは12区です。その他の9区は可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却し、熱をエネルギーとして回収しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	家庭から出される全ての廃棄物の処理は区の責務であり、製造者等によるプラスチックの回収が実現されるまでは区が実施すべき事業です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	容器包装以外のプラスチックを資源として回収する自治体が少ないこともあって、可燃ごみに資源プラスチックが混入している状況にあります。PRの強化等による分別の徹底が課題となっています。 中間処理施設が1施設しかないため、設備機器の故障や将来の施設の改築や設備機器の更新をする場合は、工事期間中の資源プラスチックの受け入れ先の確保が大きな課題となります。 国に対し、製造・販売事業者による自主回収の拡充を要望していますが、現行の法令では、ペットボトルと併せて区市町村の役割と定められていることから引き続き区が資源として回収しています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	プラスチックの分別排出について、継続的に住民にPRをしていきます。 中間処理施設の設備機器が使用不能となった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	家庭から出される全ての廃棄物の処理は区の責務であり、資源プラスチックの回収も製造者等による回収が実現されるまでは区が実施すべき事業です。
② 効果性	5	リサイクルされたプラスチックは国内で循環利用されており、資源の有効活用を果たしています。また、全てのプラスチックを焼却した場合に比べ、二酸化炭素排出量を80%程度低減できています。
③ 効率性	5	平成23年度までは、大田区と足立区の民間処理施設に運搬して中間処理を行っていましたが、平成24年度から港資源化センターに設備を設置して処理を行っています。これにより回収車両1日あたりの作業回数が2回から3回に増え、車両台数も6台減車するなど、業務の効率化を図っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	平成20年度から全国に先駆けて全てのプラスチックを資源として回収し、再資源化しています。 自区内で中間処理を行うことによりコストの削減も行ってきました。 今後も分別排出の徹底により資源化率向上を図りながら、引き続き資源プラスチック回収を行い、ごみの減量と資源化を推進していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 367

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	資源回収	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	古紙・びん・缶等を資源として回収することにより、ごみの減量化、再資源化を推進します。また、ごみの減量化を推進することにより、最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	古紙（新聞、雑誌、段ボール等）や飲料用のびん、缶を週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、びんや缶は中間処理（選別・圧縮・梱包）を行う港資源化センターへ、古紙は区内民間古紙問屋へ搬入します。 また、古紙を第三者が持ち去る事例が後を絶たないことから、港区では回収日の午前6時から午前10時まで民間の警備会社に委託して資源持ち去り防止パトロールを実施しています。
根 拠 法 令	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果												
指 標	指標1	古紙回収総重量（t）			指標2	びん・缶回収総重量（t）			指標3	回収車延べ台数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	8,346	7,499	89.9%	平成27年度	4,521	4,392	97.1%	平成27年度	7,775	7,864	101.1%
	平成28年度	8,432	7,173	85.1%	平成28年度	4,484	4,372	97.5%	平成28年度	7,750	7,839	101.1%
平成29年度	8,073	—	—	平成29年度	4,728	—	—	平成29年度	7,800	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>回収した古紙は、区内民間古紙問屋に売却しています。また、びん・缶については港資源化センターで中間処理を行った上で売却しています。</p> <p>回収した資源の売却金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度（合計：115,594千円） （内訳）古紙72,839千円、缶41,049千円、びん（白・茶・リターナブル）1,706千円 平成28年度（合計：108,563千円） （内訳）古紙69,979千円、缶36,883千円、びん（白・茶・リターナブル）1,701千円 											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	428,088	270,817	0	0	0	157,271	0	0	428,088	423,580	99%
平成28年度	431,766	250,169	0	0	0	181,597	0	0	431,766	427,640	99%
平成29年度	431,647	319,230	0	0	0	112,417	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	回収した古紙や缶については売却して収入を得ています。 また、大規模集合住宅や町会・自治会等が自ら資源を集めて民間の回収事業者に引渡す「集団回収」を推進することで、区の回収コストを削減しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成27年度に実施した区民アンケート調査では、回収する資源の品目数について「適当である」との意見が約77%を占めています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区（22区）も同様の内容で事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	「集団回収」で回収されない資源については、容器包装リサイクル法等の関連法令に基づき、区が分別収集していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	びん・缶については港資源化センターで中間処理を行いますが、設備機器の故障や将来の施設の更新を行う場合は受け入れ先の確保が大きな課題となります。 また、古紙を第三者が持ち去る事例は、減少しているものの根絶には至っていません。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	中間処理施設の設備機器が使用不能になった場合の受け入れ先の確保について検討が必要です。 古紙の持ち去り対策としてパトロールを継続して実施します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	引き続き、町会や自治会等による「集団回収」を奨励していきます。 また「集団回収」では回収されない資源については、法令等に基づき、区の責任において貴重な資源として分別収集していきます。
② 効果性	5	循環利用が可能な廃棄物を資源として分別回収することで、ごみ量の削減による最終処分場の延命化も図られています。
③ 効率性	4	排出量の多い時期には対策車を雇い上げる等、効率的な回収を実施しています。これにより回収車両台数の適正化に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	循環利用が可能な廃棄物を分別回収しリサイクルすることは、循環型社会形成への取組として有用です。今後も区民の主体的な取組である集団回収団体への支援に努めながら、区による回収についても継続して実施します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 368

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	廃棄物処理手数料	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	事業系一般廃棄物及び家庭から排出される粗大ごみ等の処理に要する経費を廃棄物処理手数料として徴収することにより、ごみの排出抑制・再利用・資源化を促進し、ごみ量に応じた排出者負担の公平かつ、適切で効率的なごみの収集、運搬、処理を行います。
事業の対象	①少量排出事業者から区に出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源等 ②家庭から出される粗大ごみ、多量ごみ、臨時ごみ（ただし生活保護世帯等は条例により手数料を免除しています）
事業の概要	事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。廃棄物処理手数料は、「有料ごみ処理券」として、区有施設や区内のコンビニエンスストア等で販売しています。 少量排出事業者は、排出するごみ袋の容量に応じた10ℓ、20ℓ、45ℓ、70ℓの「事業系有料ごみ処理券」を購入の上、貼付して決められた曜日に集積所に排出します。 家庭から出される粗大ごみについては、排出する品目ごとに区規則で定めた手数料と同額分の「有料粗大ごみ処理券」を200円券と300円券の組み合わせで購入の上、貼付して区が指定する日に玄関前等に排出、または芝浦清掃作業所へ直接持ち込みます。また、多量ごみ（1日あたり10kgを超える量のごみを排出する場合）、臨時ごみ（地域ごとに決められた収集曜日以外にごみを排出する場合）についても別途手数料を徴収します。 平成29年度10月1日から「粗大ごみ処理手数料」と「事業系有料ごみ処理券の料金」を改定します。
根拠法令	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則 港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

事業の成果												
指 標	指標1	有料ごみ処理券販売枚数（粗大）			指標2	有料ごみ処理券販売枚数（事業系）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	390,000	394,869	101.2%	平成27年度	1,457,000	1,370,010	94.0%	平成27年度			
	平成28年度	410,000	396,222	96.6%	平成28年度	1,360,000	1,324,915	97.4%	平成28年度			
平成29年度	610,000	—	—	平成29年度	1,396,050	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>人口の増加等により家庭から排出される粗大ごみ量は年々増加しており、有料ごみ処理券の販売も増加傾向にあります。事業系一般廃棄物については、民間収集業者への移行をお願いしており、販売実績は減少傾向にあります。</p> <p>なお、必要なごみ処理券が貼付されていないごみが排出されたときは、収集は行わず、警告用のシールを貼付して改めての排出をお願いする等、負担の公平の確保に取り組んでいます。</p> <p>ごみ処理券販売金額：粗大 108,930,100円 事業系 294,741,665円</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	30,961	0	0	0	0	30,961	0	0	30,961	28,905	93%
平成28年度	29,662	0	0	0	0	29,662	0	0	29,662	28,271	95%
平成29年度	44,228	44,228	0	0	0		—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成29年度は10月に手数料の改定を実施するため、報告書等の印刷や旧券となる現行の事業系有料ごみ処理券の回収及び還付等が見込まれることから予算額が増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	清掃事業が東京都から23区に移管された後も、有料ごみ処理券については統一したデザインのごみ処理券を印刷することや、発注などの管理システムも23区が共同で開発し、スケールメリットを活かしたコスト削減を図っています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	今後も人口の増加が予想されることから、「有料粗大ごみ処理券」の印刷数は増加が見込まれます。 少量排出事業者に対しては、引き続き民間収集事業者への移行をお願いしてまいります。が、極めて少量しか排出しない場合は、民間収集業者と契約できないケースがあり、「事業系有料ごみ処理券」についても、今後も発行を継続していく必要があります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料は23区で同一額です。一方で粗大ごみ処理手数料は各区が独自に定めることとしており、手数料額に若干差異があります。
区関与の必要性(実施する必要性)	一般廃棄物の処理責任が区市町村にあることから、区が行うべき事業です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	事業系有料ごみ処理券は、概ね3年ごとに手数料の見直しを行いますが、改定した際には旧券が使用できなくなるため、未使用の処理券が数多く発生します。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	一般廃棄物の処理責任が区市町村にあることから、区が行うべき事業です。
② 効果性	5	廃棄物処理手数料として徴収することにより、物を大切にす等、廃棄物の発生抑制・再利用・資源化を促進し、ごみ量の排出に対する負担を公平にしています。
③ 効率性	5	東京23区のスケールメリットを活かし、事業コストの削減と事務の効率化に取り組んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	区では廃棄物の発生抑制に向けて様々な取り組みを進めていきますが、今後も粗大ごみや少量排出事業者の廃棄物については、区が収集する必要があることから評価は「継続」としました。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	可燃ごみ・不燃ごみ収集	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所運営係		
所管課長	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適正で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	可燃ごみ及び不燃ごみを適切に収集、運搬するとともに、不燃ごみに含まれる金属等の再資源化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>【可燃ごみ収集】 週2回（新橋の一部及び六本木の一部地域は週3回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した可燃ごみは、港清掃工場に搬入しています。なお、台場地域は管路収集（利用者設備に貯留した可燃ごみを輸送管内において空気の力で自動的に収集し、清掃工場まで運ぶもの）により有明清掃工場に運んでいます。</p> <p>【不燃ごみ収集】 月2回（新橋の一部、六本木の一部及び台場地域は週1回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した不燃ごみは、芝浦清掃作業所に搬入（大規模な集合住宅を除く）し、中間処理（有用金属や蛍光灯の回収、スプレー缶などのガスの除去）を行い、大型車両に積み替えて京浜島不燃ごみ処理センター等に搬入します。</p> <p>【ふれあい収集】 ごみの排出指導、高齢者世帯等を対象とした戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し、事業系ごみの自己処理の原則に基づく業者収集への移行の働きかけなどを行っています。</p>
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果												
指標	指標1	収集車延べ台数（台）			指標2	不燃ごみから回収した有用金属の量			指標3	戸別訪問収集実施件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	14,928	14,988	100.4%	平成27年度	498	505	101.4%	平成27年度	500	501	100.2%
	平成28年度	14,880	14,963	100.6%	平成28年度	504	563	111.7%	平成28年度	520	508	97.7%
平成29年度	14,976	—	—	平成29年度	576	—	—	平成29年度	520	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>戸別訪問収集実施件数は、自力での排出が困難になることや転入等の増要素と転出や死亡等による減要素があり、単純に増加していくものではありません。</p> <p>平成27年3月から収集体制の見直しに伴い、収集車の台数を変更しています。また、大規模集合住宅の増加や、共同集積所を廃止して戸別分散化（軽小型車による収集）を希望するケースの増加により、新大型特殊車や軽小型貨物車の需要が増しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	615,751	210,004	0	0	0	405,747	-5,977	-20,000	589,774	581,911	99%
平成28年度	619,176	231,902	0	0	0	387,274	-3,044	-28,000	588,132	581,030	99%
平成29年度	631,612	189,333	0	0	0	442,279	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	収集作業の実施にあたり、作業員付の雇上車両を一定割合導入することで、経費を抑制しています。平成27年3月には収集体制を見直し、効率的な配車をすることで車両にかかる経費を縮減しました。 また、不燃ごみの中の金属を回収し売却することで収入を得ています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	区内人口の増加が進んでおり、今後、ごみ量は増加していくことが考えられます。有用金属のピックアップ回収のように、区の中継施設を有効に活用しながらごみの減量と資源の循環利用を図り、埋立処分場の延命化等を推進していく必要があります。高齢者世帯等を対象とした戸別訪問収集の件数が増加しており、ごみ排出者の高齢化に伴いさらにニーズが高まると見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	清掃車の雇上契約については東京二十三区清掃協議会が一括して契約を行っており、23区同一の内容(料金)で行なっています。
区関与の必要性(実施する必要性)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に基づき、市区町村が収集します。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	大規模な集合住宅から収集している不燃ごみは、収集車両の特性(ごみを圧縮)により中間処理ができません。資源化率の向上のために、ごみを圧縮しない車両で収集し、中間処理を行うことが必要です。 人口増に伴う、家庭廃棄物量の増加が予測される中、ごみの発生抑制と分別の徹底が課題となっています。また、事業系廃棄物の自己処理責任に基づき、行政収集量を減らしていくことで、家庭廃棄物の収集に影響がないようにすることが必要です。 また、集積所の分散化が進み、以前に比べ排出量の少ない集積所の数が年々増加(平成29年3月31日現在11,811箇所)しており、作業効率が低下することから、必要となる収集車両台数が増加していくことが懸念されます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	大規模な集合住宅の不燃ごみの収集車両の見直しについて検討します。 区条例及び規則では、現行一日平均及び臨時に50kgを超えて排出する事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、区長が直接その処理をするよう命令できると定めていますが、この排出量を下げることにについて検討する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	家庭廃棄物(家庭から排出される廃棄物)の収集運搬は区の責務です。
② 効果性	5	ごみの収集は、区民生活に欠くことのできないものであり、施策の達成に寄与しています。
③ 効率性	4	収集体制の見直しを行い、平成27年3月から収集・運搬の効率化を図りました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>条例では、事業系廃棄物の処理(収集・運搬・処分)は、家庭廃棄物の収集に支障がない範囲で行うこととしています。現在、港区で事業活動されている方から区による収集の要望が多く寄せられています。しかし、今後、家庭廃棄物が年々増加していくことが見込まれている中で、事業系一般廃棄物の収集量を減らしていくことにより、家庭廃棄物の収集に万全を期す必要があります。廃棄物に関する事業者の責務である「排出者責任」「自己処理責任」に基づく適正処理を徹底していくため、区に新規開設する事業者や現に区収集を利用する事業者に対して、一般廃棄物収集運搬業者の利用を要請していきます。</p> <p>また、戸別訪問収集については高齢者や障害者の見守りの役割も果たしていることから、今後も事業を継続して区民サービス向上に努めていきます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 370

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	動物死体処理	開始年度	平成 12 年度
所 属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	③ ごみの効率的で適正な収集運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、区内の道路（区道・都道）、公園、空き地などで発見された動物の死体及び家庭等で埋葬のできないペット等を適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
事業の対象	所有者がいない、または不明な動物の死体及び区民が飼育していた動物の死体で自らの責任で処分ができないもの。
事業の概要	区内の道路（区道・都道）、公園、空き地などに放置されている動物の死体及び家庭等埋葬のできないペット等について、回収・引き取りを行い、動物専門の埋葬業者に引渡し、合同火葬した後、都道に関しては、都から委託を受けて区で処理しています。
根拠法令	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業の成果												
指 標	指標1	ペット（有料）			指標2	ペット以外（無料）			指標3	都道（都から委託）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	100	129	129.0%	平成27年度	270	277	102.6%	平成27年度	55	66
	平成28年度	100	126	126.0%	平成28年度	300	334	111.3%	平成28年度	55	76	138.2%
	平成29年度	100	—	—	平成29年度	300	—	—	平成29年度	65	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	年末年始や日曜日を除き、原則として電話申し込みの翌日までには動物死体を回収できており、生活環境の保全と衛生状態の維持等に効果があります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	8,454	7,104	0	0	0	1,350	0	0	8,454	7,500	89%
平成28年度	8,116	6,817	0	0	0	1,299	0	0	8,116	7,839	97%
平成29年度	9,337	9,337	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	回収業務については、毎年競争入札により業者を決定しています。回収業務の委託先は、区からの要請を受けて直ちに出勤できる人員体制を常に確保しています。また腐乱死体や糞尿死体の回収等、業務の困難性から相応のコストは掛かります。埋葬についても、地方によっては清掃工場で焼却しているところもあるようですが、23区の清掃工場では条例により受入を行っていません。運搬・処理（埋葬）業者については、特殊な専門業者しか処理できないため業者指定となっています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	動物の死体処理は、放置すると衛生環境の悪化が懸念されるため、迅速な回収が求められます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	ペットや家畜以外の動物死体については、法令で一般廃棄物となっていることから、区市町村が処理責任を負っており、全国の自治体で同様の取り組みを行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	ペットや家畜以外の動物死体については、法令で一般廃棄物となっていることから、区市町村が処理責任を負っています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	現在は実施していない夜間（午後5時～午前8時30分）や日曜日、年末年始の回収処理手数料と焼却・埋葬費用のかい離（費用負担の妥当性）
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区民からのニーズもあり、今後も一定の回収量が見込まれることから、事業の継続は必要です。
② 効果性	5	区民ニーズに的確に対応しており効果もあります。
③ 効率性	5	回収、運搬・処理（埋葬）は民間業者に委託しており、手法は適当と思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	動物死体の回収は、生活環境の保全と公衆衛生を維持し、環境美化を図るため、区が担う事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	